

相続登記必要書類及び費用について

1 必要書類について

下記書類をご用意ください。ご用意できましたら、ご連絡ください。遺産分割協議書を作成します。なお、1～3は役場の住民課、4は役場の税務課、5は法務局で取得することになります。

2 費用について

下記書類をお客様に集めていただく場合、司法書士報酬約6～10万円（一人へ名義を変える場合、名義を変える人が一人増えるごとに4万～6万加算）及び登録免許税として固定資産税評価額の0.4%がかかります。また、下記書類をこちらで取得する場合は、1通あたり手数料として1,000円及び実費をいただきます。

記

- 1 死亡された方の出生から死亡するまでの戸籍謄本全部
- 2 死亡された方の戸籍の附票^{ふひょう}
- 3 相続人全員の戸籍謄本、住民票（本籍記載有）、印鑑証明書
- 4 不動産全部の名寄帳^{なよせちょう}、評価通知書
- 5 不動産の登記簿謄本
- 6 遺産分割をする財産一覧表及び分割方法

以上